

議案第18号

港区監査委員条例の一部改正について

1 改正理由

港区の人口は、令和2年国勢調査（基準日：令和2年10月1日）の人口集計の結果、26万486人となりました（令和3年12月1日告示の確定値）。

このことに伴い、以下の地方自治法等の規定に基づき、区において、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち常勤の監査委員を1人選任するため、条例の一部を改正します。

●地方自治法及び地方自治法施行令（抜粋）

①監査委員の定数は、政令で定める市にあっては4人とする。（法第195条第2項）

②政令で定める市にあっては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。（法第196条第5項）

- ・地方自治法第195条第2項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。（令第140条の2）
- ・地方自治法第196条第5項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。（令第140条の4）
- ・この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。（法第254条）

2 改正内容

これまで条例で定めていた監査委員の定数に係る規定を改正し、識見を有する者のうちから選任する監査委員のうち常勤の監査委員とする人数は1人とする事、及び議員のうちから選任する監査委員の人数は1人とする事を定めます。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 監査委員の主な職務内容

(1) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

前年度の予算執行や財務に関する事務全般について、適切な執行・管理がされているか、重点項目を定めて監査します。

(2) 決算等審査（地方自治法第233条及び第241条、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条）

区長からの付託に基づき、前年度の決算数値の正確性の検証や予算の執行について審査するとともに財務、事業等に関して意見を述べます。あわせて、基金の運営状況や地方公共団体の財政の健全化判断比率の数値について審査します。

(3) 財政援助団体等に関する監査（地方自治法第199条第7項）

区の補助金交付団体や指定管理者等を対象に、出納その他の事務の執行が、補助金等の交付の目的に沿っているかなどを監査します。

(4) 随時監査（工事監査）（地方自治法第199条第5項）

区施設の建築工事や土木工事について、施工監理や監督などが適正かつ効率的に行われているかなど、技術面から監査します。

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者の権限に属する現金の出納について、毎月の計数を確認するとともに、事務処理の適法性について検査します。

(6) 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）

区民から、長、行政委員会等又は職員による違法又は不当な公金の支出など財務会計上の行為について監査請求があったものについて監査します。

(7) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

特定の事務事業を選定し、経済性や事業効果などの観点から監査し意見を述べます。

(8) 公金の収納又は支払事務に関する監査（地方自治法第235条の2第2項）

(9) 内部統制評価報告書の審査（地方自治法第150条第5項）

(10) 住民の直接請求に基づく監査等（地方自治法第75条）

5 常勤の監査委員の主な役割

項番4の職務に加え、以下の職務を行います。

(1) 監査委員協議会の案件における監査事務局との相談、調整

（監査委員協議会は、監査委員が全員出席し、定例で月2回実施します。）

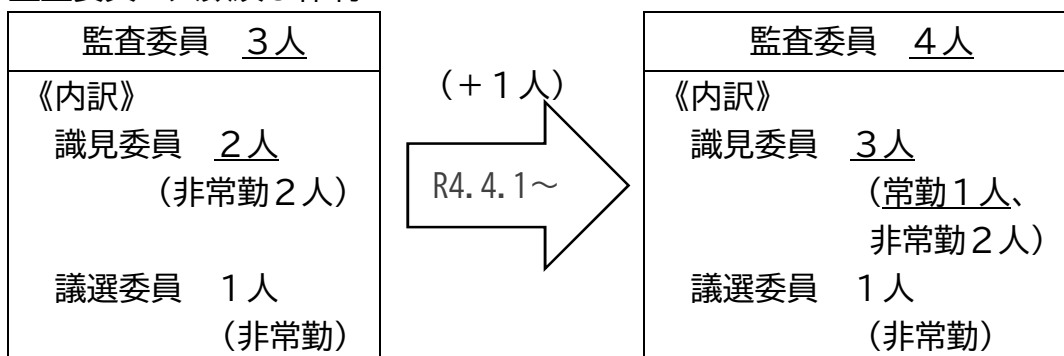
(2) 継続的な監査体制の確保

監査の実施に当たっての監査事務局への迅速かつ円滑な指示及び指導

(3) 内部統制による監査における懸案課題への対応

〔内部統制とは、区長自らが組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価をし、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保すること。〕

6 監査委員の人数及び体制



7 常勤の監査委員の勤務形態

特別職の地方公務員（週5日の勤務）

8 他区の選任状況

令和3年7月1日現在、23区のうち人口25万人以上の16区においては、監査委員4人のうち1人が常勤となっています。

港区監査委員条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(常勤の監査委員及び議員のうちから選任する監査委員の数)</p> <p>第二条 法第九十六條第一項に規定する職見を有する者のうちから選任する監査委員のうち常勤の監査委員の数は、一人とする。</p> <p>2 議員のうちから選任する監査委員の数は、一人とする。</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和四年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(監査委員の定数)</p> <p>第二条 法第九十五條第二項の規定に基づく監査委員の定数は、三人とする。</p> <p>(後略)</p>